

男女共同参画会議 第16回重点方針専門調査会	資料9
平成30年9月26日	

(通し番号103・105・106)

「女性活躍加速のための重点方針 2018」

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上
に向けた取組の推進

b) 女性活躍推進のための「学び直し」

c) 離職女性のキャリア形成に向けた意識醸成

(文部科学省説明資料)

・女性活躍加速のための重点方針2018（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

女性が「学び直し」を通じて復職・再就職しやすい環境を整えるため、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりを行うとともに、離職女性のキャリア形成に向けた意識を醸成するため、子育て等で離職中の女性向けに、生活における多様なチャネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の展開等や、学びの場への効果的な誘導方策等を検討することで、女性活躍に係る裾野を拡大することが必要。

人生100年時代を迎える中で、女性が自分の個性を最大限発揮しながらキャリアを築いていくとともに、個人の可能性を引き出すための学びの充実が必要不可欠

有識者会議

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、NPO、関係団体、産業界等の有識者からなる有識者会議において、男女共同参画推進のための学び・キャリア形成に関する検討を行う。

実証事業

【実施体制】

男女共同参画センター等が地域の関係機関と連携



モデル構築のため実証事業を実施

【事業内容】

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みのモデル構築のため、取組の実施プロセスや連携体制、地域におけるニーズや課題を検証・分析

- ▶ 男女共同参画センター等におけるリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方を検討
- ▶ 実践的な職業教育や起業教育、就労支援等を総合的に提供するプラットフォームを形成

▼ 2019年度要求（追加部分）

学びの入口へ誘導するために効果的な広報の方法・内容等の検証（実証事業の拡充）

子育て等で離職中の女性を対象として、生活における多様なチャネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報を展開。

特に、子育て中の女性の生活動線に合わせたアウトリーチ型の広報を中心に検証し、実際に学びへの動機付けや意識醸成につながる効果的な広報の方法・内容等を検証。

▶ 左記の一体的仕組みと併せて実証

研究協議会

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行うプラットフォームの普及・関係者の啓発【2019年度要求 3箇所(1)】

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりのモデルの構築・普及

女性が活躍できる社会の構築

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定 (平成30年4月現在222課程)

＜目的＞プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

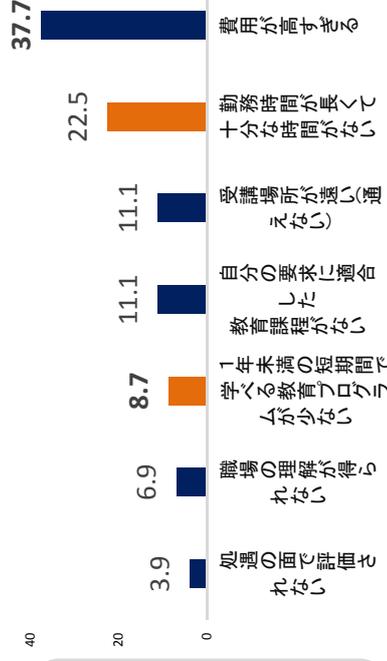
- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上 (5割以上を目安) を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている
 - ①実務家教員や実務家による授業
 - ②双方向若しくは多方向に行われる討論 (専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③実地での体験活動 (インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表 (修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備 (週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度 (※) について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進



※主に社会人を対象とする正規の課程以外の教育プログラムのうち、一定の要件を満たすもの (履修証明プログラム) について、修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度

出典: 社会人の大学等における学びの課題に関する調査研究 (平成27年度「イノベーション・学習」&「デジタル・スキル」に関する調査: 先端科学技術推進センター)